1. 件名

国内外のFA等によるシーズ発掘・イノベーション誘発に向けた仕組み・取り組みや公募等の手続きに関する調査

2. 目的

本調査は、NEDO のプロジェクトの企画・立案機能及び実行性を向上させるために、国内外のファンディングエージェンシー(以下、FAという。)による公募前後のシーズ発掘・イノベーション誘発に向けた仕組み・取り組み、手続きについて情報収集を行う。

とりわけ、プロジェクトの立案から実行に移す際に、最適なプロジェクト体制を組むために、公募前後において、どのようなプロセスを経て、どのような審査方針・基準に基づき採否を決定しているのか等を調査し、プロジェクトの成果最大化に向けた各 FA の公募前後の活動の内容について、手続きを含めた実態を把握する。さらに、それらの活動内容や手続きが、どのような法律や規程、運用等に基づき行われているのかを整理、比較する。なお、FA に焦点を充てつつ、国内の自治体の公募前後の活動や民間の投資会社の投資決定プロセスにおける取り組みを調査し、FA との共通項を見出すほか、FA に横展開可能な事例を収集する(以下、FA と国内の自治体、民間投資会社の総称を FA 等という。)。

また、各 FA 等のプロジェクトを実施している民間企業等(以下、ユーザーという。)の声を聞くことで、各 FA の手続き面におけるユーザビリティの長短を把握する。

当該調査を通じて、NEDOのプロセスや手続きに関して合理化する可能性を見出すとともに、NEDOのシーズ発掘・イノベーション誘発機能の高度化を目指すことを目的とする。

3. 内容

国内外のFA等による公募前後のシーズ発掘・イノベーション誘発に向けた仕組み・取り組み、手続きを中心に情報収集を行い、各機関間で比較することで、NEDOのプロジェクトの企画・立案機能及び実行性の向上に資する示唆を得る。なお、調査を行う上では、NEDOの現状の課題把握に努め、仮説を設定し、その検証を行うこと。また、調査対象の各機関は、イノベーションに伴う様々なリスク(例えば、企業の倒産リスクや目標の未達等)に対して、どのような方策でどのように担保しているのかを意識して情報収集、整理すること。さらに、各FA等の緊急時(新型コロナウイルス感染症流行等)対応における柔軟性にも着目して事例収集すること。

具体的な調査項目は、以下のとおり。

(1) 国内のFAに関する調査

日本学術振興会(JSPS)、科学技術振興機構(JST)、日本医療研究開発機構(AMED)について、机 上調査及びヒアリングもしくはアンケートにより、以下の内容をファクト中心に情報収集、整理す る。

- ①各機関の公募前のプロセスにおけるシーズ発掘・イノベーション誘発に向けたワークショップ等 の仕組み・取り組み
- ②各機関の公募の前段階から交付決定もしくは契約に至るまで(以下、公募前後という。)の一連

のプロセス

- ③各機関の公募前後の一連のプロセスや手続き関する実施根拠(法律、規程、方針、基準、運用等)
- ④各機関における施策 (プロジェクト・プログラム) 単位の特徴的な事例

整理に際しては、各機関や施策の目的や方向性等の前提条件の違いに留意しつつ、NEDOとの差異に 着眼する。

(2) 自治体及び民間投資会社に関する調査

自治体及び民間投資会社各1者以上について、机上調査及びヒアリングもしくはアンケートにより、 以下の内容をファクト中心に情報収集、整理する。

- ①各者の公募前後(またはそれに類する投資決定前後)の一連のプロセス
- ②各者の公募前後(またはそれに類する投資決定前後)の一連のプロセスや手続き関する実施根拠 (法律、規程、方針、基準、運用等)
- ③各者における施策(プロジェクト・プログラム)やファンド単位の特徴的な事例

整理に際しては、各者の目的や方向性等の前提条件の違いに留意しつつ、NEDOとの差異に着眼する。

(3) 国外のFAに関する調査

欧米、中東、東南アジア等日本国外のFA(六大州のうち3州、3州各州で2機関程度)について、机 上調査により、以下の内容をファクト中心に情報収集、整理する。

- ①各国・地域のFAの公募前のプロセスにおけるシーズ発掘・イノベーション誘発に向けたワークショップ等の仕組み・取り組み
- ②各国・地域のFAの公募前後の一連のプロセス
- ③各国・地域における施策(プロジェクト・プログラム)単位の特徴的な事例

整理に際しては、各国・地域の風土等の前提条件の違いに留意しつつ、NEDOとの差異に着眼する。

(4) ユーザーに対する調査

(1)、(2)で調査対象とする機関から資金提供(補助金、委託費、投資等)を受けたことのある ユーザー(各機関あたり3者程度)に対して、ヒアリングもしくはアンケートにより、公募前後 の手続きもしくはそれに類する手続きにおけるユーザビリティに関する調査を行う。ユーザーに 対する調査においては、単に不自由だったというような感想を吸い上げるに留まらず、複数のユ ーザーの具体的な声を課題として、抽象化、一般化するように努める。また、可能な限り複数の 機関から資金提供を受けたことのあるユーザーに対して調査を行い、複数機関との比較に努める。 なお、調査項目(1)~(4)及び調査項目内の内容それぞれの比重は、NEDOとの協議のうえで決定する。

4. 調查期間

NEDOが指定する日から 2021 年 2 月 26 日まで

5. 報告書

提出期限: 2021年2月26日

提出部数:電子媒体CD-R (PDFファイル形式) 1枚

提出方法:「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って提出のこと。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html

6. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。